

下 廃 第 2 0 5 号

平成 2 2 年 2 月 1 7 日

金 山 三 郎 様

下 関 市 長 中 尾 友 昭



廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置について

平素から本市環境行政にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。  
させていただきます。

平成 2 2 年 1 月 2 6 日付「行政指導ならびに行政処分を求める申告書」にて申告のありました件について、下記のとおり回答いたします。

記

1 本市の判断

廃棄物の処理に係る行政指導並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第 1 4 条の 3、第 1 9 条の 3、第 1 9 条の 5 及び第 1 9 条の 6 に規定する措置の命令は、現状において行いません。

2 理由

次の各号に掲げる理由のため。

- (1) 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの（以下「土砂等」という。）については、廃掃法上の廃棄物でないと考えられているため。
- (2) 土砂等以外のものについては、廃棄されたならば廃掃法上の廃棄物と成り得るが、その排出者等が明らかでないため。
- (3) 現状においては、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められないため。